

令和6年度緊急時（地震・台風・雪害・火事・事件等）対応マニュアル

初期対応

- 地震が発生した場合、机の下にもぐり、身の安全を確保させる。管理職（管理職不在時は職員室にいる職員）が放送または拡声器で避難・待機等の指示を出す。
- 本部（職員室・管理職）では、校舎内外の安全状況、火災、震源地、津波警報などを総合的に判断した避難指示を出す。必要に応じて企画委員を召集し、検討および連絡をする。
- 担任及び授業担当者は、児童の安全確保を最優先する。
- 他の教員及び職員は、本部に集合しリーダー（学校長または副校長もしくは教務主任）の指示のもと情報収集と避難誘導の安全確保、負傷者救護、地域からの避難者受け入れ準備にあたる。

児童引渡し

次の例の場合は、学校長の判断で「保護者による引取り」を行う。保護者に連絡がつく・つかないにかかわらず、児童一人一人の引き渡しを行う。この場合、引き渡しができるまで児童は学校で保護し、保護者からの連絡を待つ。またその旨を連絡メール、ホームページで情報を伝える。すすくすくスクールにいる場合も学校と連携し、安全な場所に待機させ、保護者からの連絡を待つ。ただし、学童登録児童は原則として、すすくすくスクール側が責任をもち、保護者へ引き渡す。

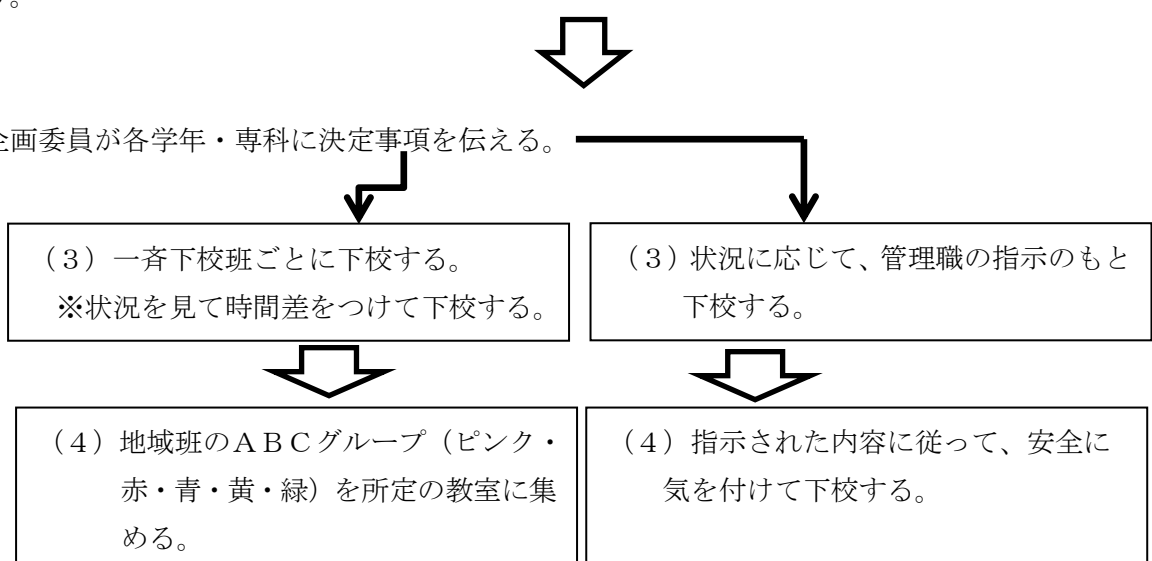
- 震度5強以上の地震
- 震度5強に満たない場合でも、路上の安全が確保できない、また家中の家具が転倒したり、ガラスが割れていたりすることが予想され、児童のみで留守番させる方が危険と学校長が判断した場合。
- 児童のみで下校することが危険と判断される台風、集中豪雨、事件・事故が発生した場合。

一斉下校

各災害、事件、事故発生時において、児童引き渡しに満たない場合。次のとおりに集団下校を行う。

- (1) 管理職の判断のもと、企画委員を召集し、可否の判断および内容の決定（実施、時間、方法）を行う。

- (2) 企画委員が各学年・専科に決定事項を伝える。



- (5) 一斉下校担当は、引率終了後、副校長に報告する。

<緊急時対応マニュアル>

災害発生（含：大規模地震警戒宣言発令時）

状況の把握・避難命令

I 児童の安全
誘導・避難

【授業者】

- ・児童の避難誘導
- ・防災ずきん、ハンカチの着用指示
- ・（オ・カ・シ・モ）の指示
- ・安全誘導通路の確認等徹底 各組 2 列階段 4 列

【用務主事】

- ・受水槽の栓（外部との接触部分）を閉じる
- ・常時開バルブを閉める
- ・屋上避難時は開錠

【各担任】

- ・児童の確認
- ・各階残留児童の有無確認
- ・報告→副校長へ

【養護教諭】

- ・救護・救出

保護者への引渡し

※大規模震災発生時には、校内（体育館）で安全管理

保護者引取者のいない児童については、学校にて保護を継続する。

児童の被災家庭についても学校受け入れ

II 初期消火活動
非常時持出物搬出

- ・初期消火開始
- ↓
- ・非常用持出物搬出
- ↓
- * 主事及び誘導後男性職員が行う。
- * 女性職員は児童管理、看護及び諸連絡

* 消火栓

（各階 14 カ所）

- ①火災通報ボタン押す
→消火栓動力起動
- ②ノズルを持ち、ホースを伸ばす
- ③バルブ開栓

* 消火器(校内：計 39 本)

【用務主事・栄養士】

- * 可燃物除去
- ・オイル類
- ・食用油
- ・ペンキ類等

【副校長・事務主任・用務主事】

- * 非常用搬出物
- * 施設焼失の恐れがない場合は、搬出しない

III 諸連絡・外部対応
職員の対処

[連絡]

- ①消防署 119
(名称・場所・災害規模)
- * 事務主任
- ②区教委
(指導室 5662-1634)
- * 副校長

IV 避難所の開設

[連携]

- ・区防災危機管理課
- ・避難所運営協議会
- ※大震災発生時には、本校は区の避難所として開放する。その場合には、下記の任務に携わる。
- ①地域避難住民等の受け入れと保護
- ②避難施設としての運営にかかわる任務の遂行
- ③避難所運営協議会の支援
- なお、夜間・休日等の発災時においては、区職員で対応する

《教職員について》

- ①児童管理については、校長の指揮の下で全員が安全管理・看護に当たる。
- ②引渡しが一段落し、校舎施設・設備の保全見通しがたった段階で、残留児童数により、校長はA班より順次帰宅させる。

A班：幼児・高齢者・病弱者を擁する者

B班：遠隔地通勤者

C班：上記以外の者

※原則として、校長・副校長は学校待機。

<事故発生時の救急対応>

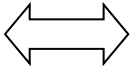
教育委員会 指導室



報告

校長
(副校長)
に連絡

報告



指示

原因・状況の把握 (担任または、事故発生時の担当教諭)

- ◎いつ・どこで・だれが・何をしていた・どうなった
- ◎状況により、移動が可能か判断 ※職員の分担を明確にする。
(疑わしいときは動かさない) 現場・連絡・記録 (時系列)・保護者
- ◎独断で処理せず応援を依頼

応急処置 (養護教諭)

- ◎緊急時→救急車要請(副校長)
- ◎状況により校医連絡、指示を仰ぐ
- ◎医療機関「専門医」連絡 (副校長)

医療機関を受診する場合

保護者に連絡

- ◎事故の概要と負傷の様子について話す
- ◎応急処置済みであることを伝える
- ◎受診希望医療機関の有無を確認し、受診医療機関へ向かうように連絡
(保険証の持参を依頼)

医療機関「専門医」への付添・移送

(養護教諭または担任)

- ◎保健調査票のコピーとお金 持参

診察・治療

(医療機関)

- ◎適時、学校へ報告を入れる
- ◎保護者と共に医師から診断結果を聞き指示を受ける

学校へ連れて戻る

保護者へ引き渡す

医療機関を受診しない場合

1. 教室で観察
2. 保健室で観察

保護者に連絡

3. 帰宅させて家庭で観察

事後処理

【報告】

1. 帰校後、関係職員に
2. 翌朝、職員全員に

安全管理・指導の見直し・点検
安全指導の徹底 (全校児童)

事故報告書作成
(2部指導室・1部学校保管)
災害報告書作成
スポーツ振興センター手続き

<救急車の呼び方と医療機関>

救急車の呼び方 局番なし 葛西消防署 3689-0119

- ① 救急車をお願いします
- ② こちらは第五葛西小学校です
- ③ 住所は江戸川区北葛西2-13-33です。北門 宇喜田第二住宅側です。
- ④ 電話番号は 3689-6216
- ⑤ 事故状況、人数、年齢、性別を伝える
- ⑥ 傷病人に施した応急処置を伝え、到着までの指示を聞く
- ⑦ 学校近くになったらサイレンを切ることを伝え、すぐ対応できるよう玄関に立つ

<医療機関>

- ・ 森山記念病院 5 6 7 9 - 1 2 1 1
(脳、外、内、整形 他)
- ・ 東京臨海病院 5 6 0 5 - 8 8 1 1
(脳、外、内、整形、形成、皮膚、眼、耳、他)
- ・ 片岡整形、形成外科 5 6 6 7 - 1 6 2 3
- ・ 扇内整形外科 5 6 5 8 - 1 5 0 1
- ・ ほしば歯科医院 3 6 8 6 - 4 6 5 7
- ・ 森島歯科医院 5 6 5 8 - 8 2 4 1

<学校医>

- ・ 内科 きむらクリニック 3 6 7 4 - 6 6 0 0
- ・ 耳鼻科 しんでん耳鼻咽喉科 6 4 1 1 - 4 1 3 3
- ・ 眼科 船堀眼科 3 8 7 7 - 3 1 4 1
- ・ 歯科 わかば歯科 5 6 7 4 - 4 3 1 2

<タクシー>

チェッカー無線 3 5 7 3 - 3 7 5 1

※北門（宇喜田第二住宅側）に呼ぶ

※保健指導 緊急時対応マニュアルと関連